

Q 退職させてくれない

正社員として働いていますが、残業が多く、きつuitと感じています。幸い、転職先が見つかったので、今の勤務先に「辞めたい」と申し出たところ、「残業があることは採用時に伝えている。残業代も払っているのだから、退職は認められない」などと言われて、退職届を受け取ってもらえません。今の仕事を続けなければならないのでしょうか。

法律 相談室

退職は自由 申し出は形に

最近の人手不足を背景に、労働者から退職を申し出ても、勤務先がなかなか辞めさせてくれないという相談が増えています。

しかし、いわゆる正社員（期間の定めのない労働契約）の場合、労働者側から辞める2週間前までに退職を申し出れば、会社などの雇用主は、法律上、これを拒否できないことになっています（民法627条）。

すなわち、パワハラや給料の不払いなど、辞めて当然というべき理由がある場合はもちろんのこと、仮にこうした事情がなくても、労働者側の都合で辞めることは自由です。

退職届を受け取ってもらうことも、必須ではありません。ただし、後々のために、退職を申し出たことを

できる限り形にしておくべきです。内容証明郵便で送るのがベストですが、メールやLINEなどで、「一身上の都合により、○月末で退職します」などと報告しておくことも有効です。この段階でうまく進まない場合には、労働基準監督署や弁護士に相談することも一案です。

そのほか、退職に関わる各種事務も重要です。制服や社員証などの備品・預り品は、返却方法を勤務先と相談します。話をしてもらえない場合は、宅配便で返

却するといった方法でもやむを得ないと考えられます。

また、退職に際しては、離職票を発行してもらい、健康保険・雇用保険等の手続きを行うことも必要です。雇用主には離職票の発行義務があります。どうしても発行してもらえないようであれば、ハローワークに行つて経緯を説明し、対応を相談する方法もあります。

なお、千葉県弁護士会では、労働専門相談も受け付けています（電話043・306・2809）。労働者の方の相談は、初回30分無料です。（回答〓城戸盾暁弁護士）



県弁護士会マスコミキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。